

魚津市告示第103号

魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、調理が困難な高齢者等に対し、栄養のバランスがとれた食事を提供（以下「配食サービス」という。）することにより、高齢者等の自立生活を支援し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業による配食サービスを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次条に規定する世帯に属し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者かつ次の各号のいずれかに該当する者であって、自ら調理することが困難であると市長が認めるものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) 40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病と診断された者

(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(対象者の世帯)

第3条 対象者の世帯は、申請日の属する年度（4月から6月までの間にあつては前年度）における住民税が非課税の世帯であつて、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 対象者のみの世帯

(2) 対象者と同居する者が、心身の障害、傷病等により、対象者に食事を提供することが困難である世帯

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が食事の提供の必要があると認めた世帯

(申請及び決定)

第4条 配食サービスを希望する者は、魚津市高齢者等配食サービス事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、配食サービス実施の適否を決定し、その結果を魚津市高齢者等配食サービス事業決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の委託等）

第5条 市長は、事業の実施に要する調理及び配達等に関する業務を、配食サービスを行う業者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、前条の経費を委託事業者に直接支払うものとする。

3 委託料は、1食につき200円とする。

（事業の内容）

第6条 配食サービスは、次の各号のとおり実施するものとする。

（1） 昼食及び夕食を対象とする。

（2） 魚津市の休日を定める条例（平成元年魚津市条例第18号）に規定する休日は、実施しないものとする。

（3） 食材費、調理費等に係る経費は利用者の負担とし、負担額は1食につき委託事業者が定める額から委託料を引いたものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱の廃止）

2 魚津市高齢者等配食サービス事業実施要綱（平成12年魚津市告示第64号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請及び決定は、この要綱の当該規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

魚津市高齢者等配食サービス事業申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

（続柄 ）

電話番号

次のとおり魚津市高齢者等配食サービスの利用を申請します。

利用者 氏名	(生年月日 年 月 日生)			住 所
配食希望	1. 昼食 2. 夕食 3. 昼食と夕食			
本人の 状況	1. 要支援・要介護者(介護度) 2. 身体障害者(種 級) 3. その他			
家 族 の 状 況	氏 名	生年月日	続 柄	備 考
希望する理由				
付近見取り図				

※対象者で要綱第 2 条第 2 号に該当する者は、診断書を添付すること。

利用者本人及び利用者の属する世帯の課税状況の調査に同意します。

利用者氏名 _____

世帯員氏名 _____

様式第2号（第4条関係）

魚津市高齢者等配食サービス事業決定通知書

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長



年 月 日付けで申請のあった、魚津市高齢者等配食サービス事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決 定

(1) 利用者氏名

(2) 配食の種類

2 却 下

理由